

令和3年10月5日

所 属 長

会 津 若 松 市 長

令和4年度予算編成方針について（通知）

このことについて、財務規則第7条の規定により、令和4年度予算編成方針を下記のとおり決定したので通知する。

記

1 本市を取り巻く状況と国の動向

(1) 本市の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びその影響は継続しており、現在、様々な感染防止策に加え、ワクチン接種を早急に進めているところではあるが、新たな変異株が検出されるなど、先行きは不透明であり、収束の時期を明確に見通すことは難しい状況である。

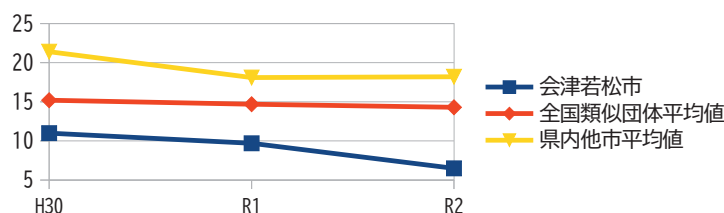
本市においても、感染症による市民生活や地域の社会経済活動への甚大な影響は続いており、ワクチン接種は進んでいるものの、第5波の中にあって感染者が継続的に確認されるなど、予断を許さない状況となっている。

また、これまでの感染症対策や除雪経費の財源として、財政調整基金を活用してきたことにより、財政調整基金残高は減少している。標準財政規模に占める残高の割合は、全国類似団体や県内他市の平均値と比較しても大きく下回っており、健全な水準の残高を確保できておらず、本市の財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況においても、市民生活の安全・安心を確保し、市民に身近なインフラ整備や公共施設マネジメントの取組を進め、さらに、令和4年度からは、庁舎整備や会津若松地方広域市町村圏整備組合におけるごみ焼却施設の整備が本格化するなど、将来に向けたまちづくりに必要な事業に取り組んでいく局面を迎えている。

財政調整基金残高／標準財政規模 ※健全な水準は10% (単位：%)

	H30	R1	R2
会津若松市	11.0	9.7	6.5
全国類似団体平均値	15.2	14.7	14.3
県内他市平均値	21.4	18.1	18.2



(2) 国の動向と地方財政

社会保障をはじめとする様々な行政サービスは、国の政策と密接に結び付いており、地方の財源確保についても、地方交付税を根幹とする地方財政制度によって支えられている。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」の中で、地方の歳出水準については、「2022年度から2024年度までの3年間について、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」としているが、今後においても、感染症対策を含め、国の動向を十分注視していく必要がある。

2 令和4年度予算編成方針

本市においては、新型コロナウイルス感染症に対し、これまでの間、市民の生活と地域経済を守ることを最優先として、感染拡大防止への取組、暮らし・雇用・事業者を守る取組、地域経済活動回復への取組など、昨年度は9回、今年度も当初追加を皮切りに、9月追加まで既に9回にわたる補正予算を編成し、その財源として、国の地方創生臨時交付金に加え、財政調整基金を活用しながら、様々な対策を講じてきたところである。

感染症の様々な影響は、今後も相当期間継続するものと見込まれ、引き続き、国と歩調を合わせながら、的確な対策を講じていくことが必要であることはもとより、本市の持続的発展と魅力あるまちづくりのためには、市民生活の安全・安心の確保や子育て・教育環境の充実をはじめ、産業振興や地方創生の取組等を推進していく必要がある。

また、庁舎整備やごみ焼却施設をはじめとする新たな廃棄物処理施設の整備など、将来にわたり市民生活を支え、本市発展に資する重要な事業にも取り組んでいく局面を迎えている中、各種事業の推進に市債を有効活用していくため、これまでの市債管理の考え方を見直し、令和4年度以降は、実質的な負担と収支均衡を重視し、実質公債費比率で管理を行っていくことにより、必要な公共投資と健全な財政運営の両立を図ること（別紙「市債管理について」）とするので、今後はこれまで以上に、中・長期的な財政見通しを踏まえた予算編成を行っていくことが重要である。

本年度策定した中期財政見通しの令和4年度の見通しにおいて、財政運営の根幹である市税は、感染症の影響等により、コロナ禍以前の水準までは回復しない見込みである一方、歳出面においては、社会保障関連経費や公債費の増などが見込まれる中、当初予算編成にあたっては、財政調整基金を活用した上で、見込みうる最大限の一般財源を配分するものであり、こうした状況を踏まえ、各部局において十分にマネジメントを行いながら、次の視点により予算編成に取り組まれない。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業の構築

感染症の収束が見通せない状況の中においては、引き続き、感染防止策や地域経済活動の回復に向け、各種事業に取り組んでいくことが必要であるが、感染症の拡大は、人々の行動・価値観にまで影響を及ぼしていることを踏まえ、市民の皆様が心豊かな生活を送れるよう、新しい日常を前提として、各種行政施策を行っていくことが必要である。

各部局においては、昨年度実施した感染症対策はもとより、従来実施してきた様々な事業についても、徹底した検証と見直しを行い、感染症をはじめとした状況の変化に柔軟に対応しながら、真に必要な事業の構築を図ること。

(2) 第7次総合計画の推進による未来への魅力あるまちづくり

魅力あるまちの実現のためには、市民ニーズに的確に応えるとともに、事務事業の不断の見直しを行いながら、時代の変化に柔軟に対応していくことが必要である。

各部局においては、第7次総合計画に掲げる「ひとが輝くまち」「ともに創るまち」「つなぎ続くまち」の3つのまちづくりのコンセプトや、今年度の行政評価に合わせて実施している中間評価を踏まえながら、各政策目標の実現に向け、効果的な事業を構築するとともに、将来にわたり持続的な行財政運営が可能となるよう、後年度の財政負担についても十分留意しながら、未来に向けた施策の展開を図ること。

また、人口減少や少子高齢化等の課題に立ち向かうため、地方創生の取組を継続することとし、本市の第2期地方創生総合戦略に掲げる4つの柱を踏まえながら、前例にとらわれずに創意工夫を行い、本市の発展につながる取組をスピード感を持って推進すること。

(3) 行財政改革の取組と部局マネジメントの強化

人口減少や少子高齢化が進行する中、安定した行政サービスを提供し続けるためには、令和4年度以降も行財政改革に取り組んでいく必要があり、現在策定している新たな取組においては、「持続可能な財政運営」「公共施設の管理・運営の適正化」「行政サービスの質の向上と効率化」の3つを骨子として、取組を推進していくこととしている。

各部局においては、本取組の趣旨を踏まえるとともに、財源には限りがあることを再認識した上で、十分にマネジメントを行いつつ、部局横断的な視点で、類似・重複事業の整理・統合等を含めて、事業の再構築を行うとともに、ICTやAI等を活用した業務の効率化・省力化、さらには、デジタル・ガバメントの視点も踏まえながら、最少の経費で最大の効果を発揮すること。

3 中期財政見通し及び公債費負担適正化計画の進行管理

「中期財政見通し」及び「公債費負担適正化計画の進行管理」については、別紙のとおりである。

4 一般財源の配分額

一般枠の配分額については、71億623万円とし、令和3年度当初予算との比較で1億5,728万円の減少となる。

今回配分する一般財源は、現時点において最大限に見込んだ上で配分するものであることから、配分枠を超える要求は認めない方針であり、枠内での要求となるよう、緊急性や費用対効果を十分精査し、優先順位を明確にすること。

なお、今後、一般枠については、国の新たな新型コロナウイルス感染症対策や地方財政計画の公表・重大な制度変更等、本市の一般財源に大きな影響が生じることが見込まれた場合には、配分額を調整する考えである。

○令和4年度一般財源及び配分内訳

(単位：千円)

①	令和4年度の一般財源			31,288,130
②	人件費、公債費等 (= 枠外経費)			11,829,374
③	配分総額 (①-②)			19,458,756
	各部局別一般財源配分額 (= 特殊要素 + 一般枠)			
	企画政策部	688,414	会計課	6,119
	財務部	256,948	監査事務局	813
	総務部	317,925	議会事務局	34,261
	市民部	3,542,864	選挙管理委員会	1,785
	健康福祉部	9,535,737	農業委員会	2,220
	観光商工部	355,137	教育委員会	2,288,873
	農政部	259,687	上下水道局	977,885
	建設部	1,190,088		

○令和3年度当初予算との比較

(単位：千円)

項目	令和3年度当初予算	令和4年度配分枠	比較
①一般財源 (②+③)	31,027,111	31,288,130	0.8%
②枠外経費	11,827,083	11,829,374	0.0%
うち 地方創生	75,948	80,000	5.3%
③配分総額 (= 枠内経費)	19,200,028	19,458,756	1.3%
うち 特殊要素	11,936,519	12,352,525	3.5%
うち 一般枠	7,263,509	7,106,231	▲2.2%

中期財政見通し

【中期財政見通し】

令和4年度から令和6年度までの中期財政見通しをお示しします。

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 市税	14,913	14,830	14,774
2 地方譲与税	426	426	434
3 地方消費税交付金	2,971	3,036	3,103
4 地方特例交付金	96	96	96
5 法人事業税交付金	155	200	203
6 地方交付税	10,070	9,723	9,790
7 使用料及び手数料	669	669	669
8 国県支出金	12,270	12,447	12,706
9 財産収入	53	53	53
10 繰入金	1,887	1,330	1,864
11 繰越金	1,600	1,600	1,600
12 諸収入	1,016	1,016	1,016
13 市債	7,025	3,635	6,879
臨時財政対策債	1,889	1,889	1,889
その他の市債	5,136	1,746	4,990
14 その他	436	436	436
歳入合計	53,587	49,497	53,623
1 人件費	8,398	8,037	8,063
2 物件費	6,826	6,783	6,660
3 扶助費	13,669	13,942	14,221
4 補助費等	5,925	5,697	5,520
5 公債費	4,036	4,043	4,091
6 繰出金	5,493	5,517	5,549
7 積立金	1,065	1,065	1,073
8 投資的経費	6,501	2,736	6,768
9 その他	1,674	1,677	1,678
歳出合計	53,587	49,497	53,623

【推計方法】

(1) 歳入

- 市税は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、固定資産税にかかる減価償却及び3年ごとの評価替えの影響などを加味して、各税目の増減を見込んでいます。
- 地方消費税交付金は、一定の名目成長率を勘案して見込んでいます。
- 法人事業税交付金は、交付基準の経過措置等を踏まえて見込んでいます。
- 地方交付税は、普通交付税における基準財政収入額及び基準財政需要額について、令和3年度の算定結果をベースに扶助費の増加分や市税の増加分等を勘案して見込んでいます。
- 国県支出金は、扶助費の増加分や合併特例事業による増減分等を勘案して見込んでいます。
- 繰入金は、事業に伴う各種基金の繰入れのほか、財政調整基金、減債基金、庁舎整備基金、公共施設維持整備等基金の繰入れを見込んでいます。
- 繰越金は、過去10年の推移を勘案して16億円と見込んでいます。
- 市債は、臨時財政対策債や投資的経費を推計して見込んでいます。
- その他の歳入は、令和3年度をベースに、各年度の増減要素を勘案して見込んでいます。

(2) 歳出

- 人件費は、段階的な定年引上げを踏まえた職員数や退職手当の増減等を勘案して見込んでいます。
- 物件費は、一定の物価上昇率等を踏まえて見込んでいます。
- 扶助費は、重度心身障がい者医療費や障がい者総合支援給付費などの社会福祉費や、子ども・子育て支援事業費や児童手当などの児童福祉費等の伸び率を勘案し、毎年度2%増加していくものとして見込んでいます。
- 補助費等は、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防事業負担金及び衛生事業負担金、上下水道局への補助費等、各種団体への負担金・補助金等を推計して見込んでいます。
- 公債費は、これまでに発行した市債や今後発行予定の市債の償還状況（元金及び利子）を推計して見込んでいます。
- 繰出金は、特別会計における市債償還の増減分や介護給付費等の増加分を推計して見込んでいます。
- 積立金は、地方財政法第7条（剰余金の処分）に基づき、繰越金の1/2である8億円を財政調整基金へ積み立て、併せて毎年度2億円を公共施設維持整備等基金へ積み立てるものとして見込んでいます。
- 投資的経費は、庁舎整備事業、都市計画街路事業、市営住宅建設事業などを勘案して見込んでいます。
- その他の歳出は、令和3年度をベースとして見込んでいます。

<近年の決算状況>

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 市税	15,364	15,216	15,387	15,280	14,361
2 地方譲与税	421	424	435	443	418
3 地方消費税交付金	2,297	2,421	2,357	2,856	2,907
4 地方特例交付金	63	75	214	112	398
5 法人事業税交付金				108	131
6 地方交付税	10,603	10,228	10,359	10,079	9,987
7 使用料及び手数料	669	651	663	640	669
8 国県支出金	12,643	12,077	12,901	26,398	14,665
9 財産収入	175	1,298	79	53	80
10 繰入金	1,529	543	694	1,303	1,259
11 繰越金	2,049	2,089	2,159	1,700	2,561
12 諸収入	1,131	1,112	1,004	1,466	1,034
13 市債	4,926	4,663	3,838	3,962	3,781
臨時財政対策債	1,600	1,440	1,430	1,322	1,889
その他の市債	3,326	3,223	2,408	2,640	1,892
14 その他	859	791	636	470	437
歳入合計	52,729	51,588	50,726	64,870	52,688
1 人件費	7,472	7,537	7,686	8,030	8,538
2 物件費	5,665	5,743	5,967	6,370	7,966
3 扶助費	12,572	12,473	13,117	13,233	13,508
4 補助費等	5,349	5,243	5,214	18,422	7,016
5 公債費	4,541	3,969	3,747	3,747	3,866
6 繰出金	6,275	6,248	6,368	5,514	5,468
7 積立金	245	1,684	856	706	624
8 投資的経費	6,339	5,073	4,759	4,364	3,786
9 その他	2,182	1,459	1,312	1,923	1,916
歳出合計	50,640	49,429	49,026	62,309	52,688
収支	2,089	2,159	1,700	2,561	0

※令和3年度は決算見込額

公債費負担適正化計画の進行管理

1. 実質公債費比率の算出結果

令和2年度決算が確定したことによる令和3年度実質公債費比率は、5.1%となりました。算出結果の詳細は、次のとおりとなります。

○分子として計上するもの

(単位：千円)

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
①	一般会計等の地方債元利償還金	4,542,442	4,246,516	4,206,930	
	繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	0	0	0	
	元利償還金に充てられる特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	222	455	383
		公営住宅使用料	130,636	148,477	133,493
		その他	0	0	0
公債費充当一般財源（一般会計等）		4,411,584	4,097,584	4,073,054	
②	公営企業への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの	水道事業会計	21,512	27,345	17,762
		簡易水道事業会計 ※	0	161	1,320
		下水道事業会計（公共下水）※	497,760	598,364	563,324
		下水道事業会計（農集排）※	175,537	181,309	162,602
		下水道事業会計（個別排）※	44,113	51,044	55,669
		地方卸売市場事業特別会計	19,184	17,338	17,047
		小計	758,106	875,561	817,724
③	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	会津若松地方広域市町村圏整備組合	63,356	57,994	52,524
		小計	63,356	57,994	52,524
④	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	土地開発公社に係る償還分	40,428	32,981	0
		利子補給に係るもの	14,311	13,890	13,174
		その他準公債費	20,274	2,076	1,241
		小計	75,013	48,947	14,415
⑤	一時借入金利子	0	0	0	
合 計… (A)		5,308,059	5,080,086	4,957,717	

○分母として計上するもの

⑥	標準税収入額等	17,828,928	17,856,640	18,898,017
	普通交付税額	8,671,340	8,858,766	8,372,575
	臨時財政対策債発行可能額	1,739,772	1,430,462	1,321,506
合 計… (B)		28,240,040	28,145,868	28,592,098

○分子、分母から控除するもの

⑦	普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金（準元利償還金を含む）… (C)	3,965,804	3,807,612	3,831,087
---	--	-----------	-----------	-----------

⑧	実質公債費比率（単年度）	$\frac{(A)-(C)}{(B)-(C)}$	5.52955%	5.22829%	4.55002%
---	--------------	---------------------------	----------	----------	----------

令和3年度実質公債費比率 3ヵ年平均 (平成30～令和2年度)	5.1%
---------------------------------------	------

※ 令和2年度から公営企業会計の適用により、平成30年度及び令和元年度においては、簡易水道事業会計については湊町簡易水道事業特別会計及び西田面簡易水道事業特別会計の合計値、下水道事業会計については下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・個別生活排水事業特別会計それぞれの数値を用いている。

参考1 普通会計の各年度市債残高

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
普通会計市債残高	45,825,238	45,732,471	45,764,935
前年度比増減額	552,231	▲92,767	32,464

参考2 実質公債費比率の他市の状況

(単位：%)

団体名	令和2年度 実質公債費比率 (3カ年平均)	令和3年度 実質公債費比率 (3カ年平均)	増減
会津若松市	5.6	5.1	▲0.5
福島市	1.2	1.1	▲0.1
郡山市	4.3	3.2	▲1.1
いわき市	7.0	7.2	0.2
白河市	11.4	10.4	▲1.0
須賀川市	8.6	8.4	▲0.2
喜多方市	8.6	7.5	▲1.1
相馬市	11.6	11.8	0.2
二本松市	9.9	9.3	▲0.6
田村市	8.2	8.3	0.1
南相馬市	9.3	9.3	0.0
伊達市	6.9	7.2	0.3
本宮市	7.1	6.4	▲0.7
県内13市の平均値	7.7	7.3	▲0.4
全国類似団体平均値	4.2	4.1	▲0.1

2. 中期財政見通しに基づく市債発行目安額及び実質公債費比率の将来推計

(1) 市債発行目安額

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市債発行目安額	7,024,900	3,634,900	6,879,000
うち臨時財政対策債	1,888,500	1,888,500	1,888,500
臨時財政対策債を除く市債発行目安額	5,136,400	1,746,400	4,990,500

(2) 実質公債費比率の将来推計

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 公債費充当一般財源等額 (繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	4,150,846	4,297,105	4,266,289	4,283,421	4,227,521	4,278,746	4,254,849	4,323,641
② 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	773,817	778,324	764,340	742,739	760,083	775,065	763,595	742,401
③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	74,592	59,988	63,615	258,675	306,962	341,849	389,585	510,203
④ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	14,202	14,588	14,937	15,166	15,305	15,314	15,206	14,847
⑤ 一時借入金の利子	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
⑥ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額 (準元利償還金分を含む)	3,772,800	3,776,706	3,735,338	3,737,267	3,737,335	3,827,229	3,844,697	3,996,574
⑦ 標準財政規模	28,744,285	28,973,451	28,641,263	28,716,307	28,836,259	29,037,746	29,158,400	29,415,007
⑧ 実質公債費比率 (単年度)	4.97230%	5.45427%	5.52014%	6.26018%	6.26934%	6.28605%	6.23985%	6.27701%
⑨ 実質公債費比率 (3ヶ年度の平均)	5.1%	4.9%	4.9%	5.3%	5.7%	6.0%	6.2%	6.2%

【参考】

⑩ 分子 (①+②+③+④+⑤-⑥)	1,241,657	1,374,299	1,374,843	1,563,734	1,573,536	1,584,745	1,579,538	1,595,518
⑪ 分母 (⑦-⑥)	24,971,485	25,196,745	24,905,925	24,979,040	25,098,924	25,210,517	25,313,703	25,418,433

3. 計画の進行管理

令和3年度の実質公債費比率は、これまでの新規市債の発行額を元金償還額以下に抑えるなどの取組の結果、5.1%となり、令和2年度と比較すると0.5ポイントの改善が図られました。なお、地方債の発行に際して県の許可が必要となる18%の基準値を下回っています。

実質公債費比率は、中期財政見通しにおいて、現在と同水準の行政サービスを継続しながら、6%程度で推移する見通しですが、令和4年度以降も収支均衡を図り、安定的に行政サービスを提供していけるよう、当該比率6%程度を目標とした市債発行の目安額を定めて、公債費の適正管理に努めていく考えです。

市債管理について

令和3年10月

会津若松市

目 次

第1章 これまでの取組の総括

第1節 取組の経過	1
第2節 これまでの取組に対する評価	2
第3節 今後に向けての課題	5

第2章 令和4年度以降の取組

第1節 基本的な考え方	6
第2節 今後の方針	7
第3節 具体的な管理方法	9

第1章 これまでの取組の総括

第1節 取組の経過

1 背景と基本的な考え

本市は、平成15年度に大幅な収支不足が見込まれ、危機的な財政状況に直面したことを踏まえ、同年8月に行財政再建プログラムを策定し、人件費のカット、補助費等及び扶助費の見直し、手数料や使用料、国民健康保険税の適正化など、厳しい改革に取り組んだ結果、平成18年度には概ねその目的を達成しました。

財政危機の最も大きな要因は、市の基幹的な歳入である市税及び地方交付税の、予想を上回る大幅な落ち込みでしたが、歳出面での主な要因のひとつに、平成5年度以降、バブル崩壊後の国の景気浮揚対策に基づく各種公共事業の実施や、ふくしま国体開催に伴う関連施設の整備などにより、公債費が大幅に膨らみ、結果として、当時の歳入構造では耐えきれないほどの重い負担になったことが挙げられます。

そのため、再建期間中は、市債残高の低減を図るため、新規市債発行額を元金償還額以下に抑制する取組を行いました。既に発行した市債の償還は一定期間継続することから、公債費は低減のスピードが緩やかであり、高い水準のままで他の行政経費を圧迫し続けていたこと、さらに、平成18年度から新たに設けられた実質公債費比率が、新規市債発行について制限を受ける18%以上であったことから、行財政再建プログラム終了後も、公債費負担適正化計画に基づく取組を推進し、市債残高と実質公債費比率の低減を図ってきました。

実質公債費比率

☞ 地方交付税措置を除いた実質的な公債費（特別会計や一部事務組合への負担金等を含む）が、標準財政規模（市税や地方交付税などの標準的な一般財源）のうち何%使われているかを示す値です。この数値が大きいほど負担が多くなります。

2 市債管理の段階的な見直し

新規市債発行額を元金償還額以下に抑制する取組については、市債残高を確実に低減できる一方で、市債残高の低減に伴い、毎年度の元金償還額も減少することから、新規発行できる市債額は徐々に抑制されていくこととなります。

また、地方交付税の財源不足に伴う代替措置として発行を認められている臨時財政対策債については、毎年度の市債発行額の大きな割合を占めており、他の市債の発行額を抑制せざるを得ない状況が生じてきました。

こうした状況を踏まえ、実質公債費比率と市債残高の低減に向けた方向性を維持しながら、健全な財政運営の範囲の中で、必要な公共事業の実施に係る市債発行額を確保するため、平成15年度に取組を開始した市債管理については、以下のとおり、段階的に見直しを行ってきました。

平成15年度～平成27年度

一般会計の新規市債発行額を元金償還額以下に抑える。

平成28年度～平成29年度

普通会計（一般会計+扇町土地区画整理事業特別会計）の新規市債発行額を元金償還額以下に抑える。

平成30年度～令和3年度

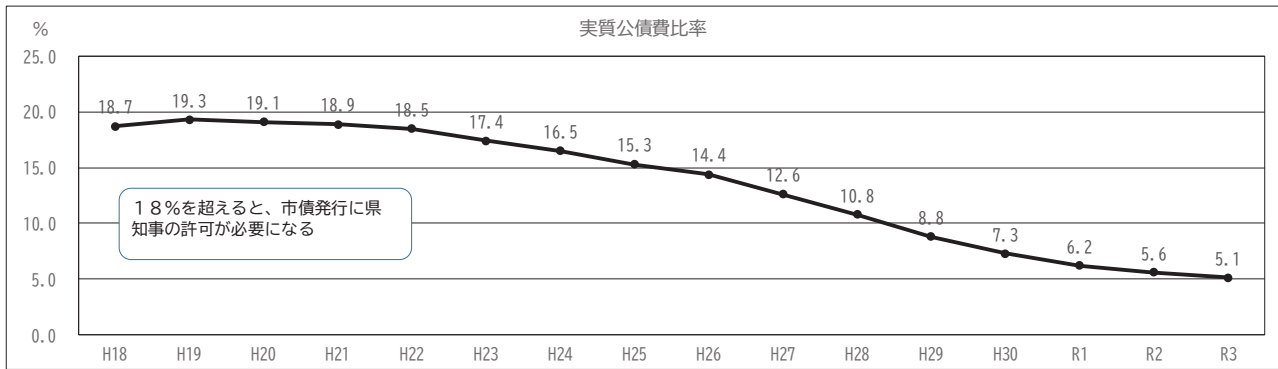
臨時財政対策債を除き、平成30年度から令和3年度までの4年間合計で、普通会計の新規市債発行額を元金償還額以下に抑える。

第2節 これまでの取組に対する評価

1 取組の成果

第1節で示した市債管理を遵守するため、市債を活用する各種事業の予算計上にあたっては、毎年度の予算編成作業の中で、事業費の精査はもとより、国県からの補助金等の財源確保に努めるとともに、行政評価等も踏まえながら、真に必要な事業について予算計上を行ってきたところです。

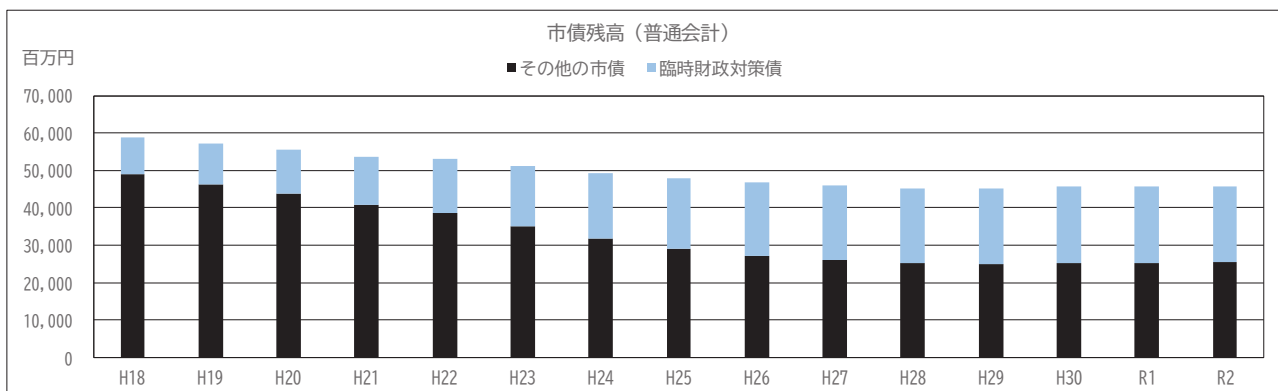
こうした継続的な取組により、市民生活の向上のために必要な事業を推進しながら、当初の懸案事項であった実質公債費比率や市債残高についても、着実に低減が図られてきました。



市債残高（普通会計）

(単位：百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
臨時財政対策債	10,051	10,985	11,757	13,028	14,598	16,095	17,519	18,839	19,758	19,798	19,937	20,237	20,549	20,451	20,212
その他の市債	48,890	46,193	43,806	40,694	38,556	35,085	31,855	28,940	27,143	26,068	25,120	25,036	25,276	25,281	25,553
合計	58,941	57,178	55,563	53,722	53,154	51,180	49,374	47,779	46,901	45,866	45,057	45,273	45,825	45,732	45,765



市債を活用した主な事業（H18～、市債活用額が概ね50百万円以上）

年度	事業内容
H18	河東学園小
H19	鶴城コミセン、生涯学習総合センター
H20	学校給食センター、北会津中、城南コミセン、納骨堂、湊しらとり保育園
H21	北会津中、謹教コミセン、生涯学習総合センター、陸上競技場
H22	北会津中、生涯学習総合センター、陸上競技場
H23	都市計画街路、舗装及び改良、陸上競技場
H24	鶴城小、学校耐震化、都市計画街路、土地改良、舗装及び改良、陸上競技場
H25	鶴城小、学校耐震化、会津総合運動公園テニスコート改修、都市計画街路、土地改良、舗装及び改良
H26	鶴城小、学校耐震化、城前団地、消防無線デジタル化、都市計画街路、舗装及び改良、北会津認定こども園
H27	あいづ球場スコアボード改修、鶴城小、学校耐震化、河東学園中、城前団地、消防施設整備、消防無線デジタル化、都市計画街路
H28	鶴城小、学校耐震化、河東学園中、城前団地、消防施設整備、消防庁舎耐震化、都市計画街路
H29	ICTオフィス、学校耐震化、河東学園中、城前団地、消防施設整備、城北小、都市計画街路
H30	学校エアコン整備、学校耐震化、学校トイレ洋式化、行仁小、城前団地、消防施設整備、城北小、都市計画街路
R1	あいづ総合体育館屋根改修、学校エアコン整備、学校耐震化、行仁小、城前団地、都市計画街路、舗装及び改良
R2	学校LAN整備、行仁小、城前団地、都市計画街路、舗装及び改良

2 全国類似団体・県内他市との実質公債費比率の比較

実質公債費比率については、第7次総合計画の重要業績評価指標（KPI）としており、その目標値は「全国類似団体平均値」としています。

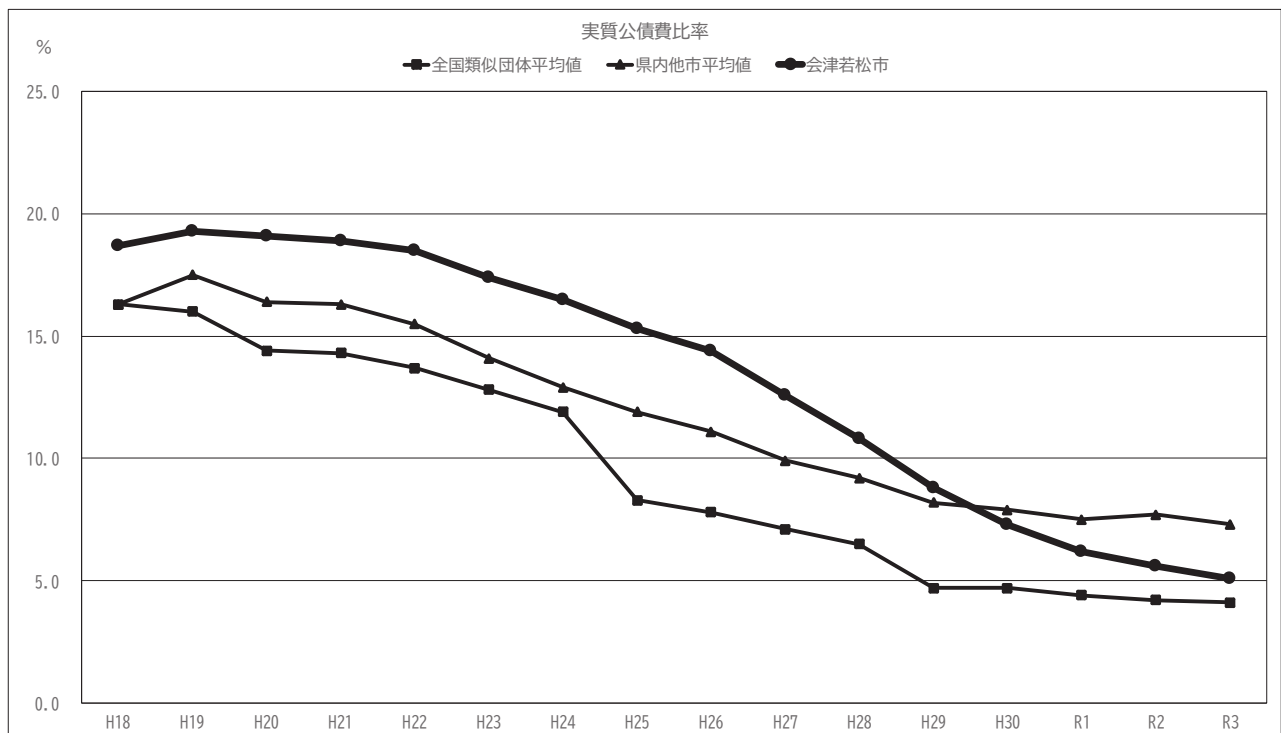
本市と全国類似団体平均値との比較では、令和3年度については、本市が5.1%、全国類似団体平均値が4.1%となっており、未だ本市が上回っている状況にありますが、平成25年度において、本市が15.3%、全国類似団体平均値が8.3%であったことを踏まえると、その差は大きく縮小しています。

また、本市と県内他市平均値との比較では、平成29年度までは県内他市平均値を上回っていましたが、平成30年度以降は、本市が下回っている状況が続いています。

実質公債費比率

(単位：%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国類似団体平均値	16.3	16.0	14.4	14.3	13.7	12.8	11.9	8.3	7.8	7.1	6.5	4.7	4.7	4.4	4.2	4.1
県内他市平均値	16.3	17.5	16.4	16.3	15.5	14.1	12.9	11.9	11.1	9.9	9.2	8.2	7.9	7.5	7.7	7.3
会津若松市	18.7	19.3	19.1	18.9	18.5	17.4	16.5	15.3	14.4	12.6	10.8	8.8	7.3	6.2	5.6	5.1



第3節 今後に向けての課題

本市は今、市民に身近なインフラ整備はもとより、公共施設マネジメントに基づく取組、さらには、将来に向けたまちづくりの推進に向けて、庁舎整備や会津若松駅前整備、県立病院跡地取得・利活用といった、第7次総合計画に位置付けている大型事業に取り組んでいく局面を迎えています。

そうした中で、各種事業の推進に市債を有効活用していくこととなりますが、現在の市債管理は、基本的には、新規市債発行額を元金償還額以下に抑える取組であるため、後年度に新規発行できる市債額が確実に抑制されていきます。

また、庁舎整備については、合併特例債に加えて、交付税措置のある有利な起債を最大限に活用することにより、実質的な負担を軽減する計画ですが、現在の市債管理においては、交付税措置の有無は加味されないため、今後は、実質的な負担を踏まえた、効果的な市債の活用が可能になるような管理のあり方が求められます。

さらに、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「広域圏」という。）の廃棄物処理施設整備に係る本市負担額にも着目する必要があります。

広域圏が廃棄物処理施設の整備に活用する地方債に係る公債費については、構成市町村が負担金として支出していますが、本市において市債を発行するわけではないため、施設整備に係る財政負担を現在の市債管理に反映することはできません。加えて、施設整備に係る交付税措置は、施設が所在する市町村に一括して算入されることになっています。

このように、本市にとっての実質的な負担を的確に把握し、財政運営全体の調整を行っていくという視点も非常に重要になってきます。

現在の市債管理のままだと・・・

- 新規発行できる市債額が元金償還額の減少とともに抑制されていく。
- 交付税措置を市債管理に反映できない。
- 広域圏の施設整備に係る財政負担を市債管理に反映できない。

第2章 令和4年度以降の取組

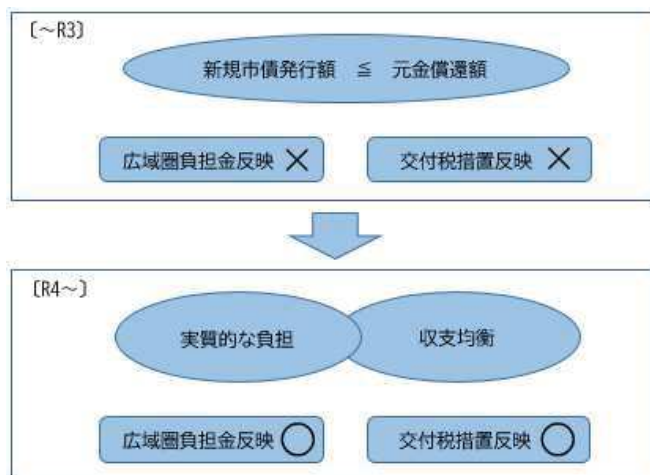
第1節 基本的な考え方

第1章では、これまでの取組の経過にも触れましたが、取組の大前提としてきたのは、行財政再建プログラムの教訓を踏まえ、適正な市債管理を通して、「必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図る」ということです。

令和4年度以降も、このことを前提にしながら取組を継続していきますが、今後の市債発行に係る様々な課題も出てきたことから、新たな方針の下で取り組んでいく必要があります。

本市では、市債管理のあり方について、昨年度から慎重に検討を重ねてきましたが、重要なことは、本市の実質的な財政負担の見通しと収支均衡であり、庁舎整備の財政シミュレーションでは、各起債の交付税措置を最大限に見込んだ上で実質的な負担を推計していること、さらには、広域圏の廃棄物処理施設整備に係る本市の実質的な負担も踏まえた財政運営を行っていく必要があることなどを踏まえると、それらの要素が反映される実質公債費比率を重視した管理とすることが不可欠であると判断したところです。

よって、令和4年度以降の市債管理については、これまでの新規市債発行額と元金償還額を重視した管理ではなく、実質的な負担を重視した管理を行っていくこととし、その指標として、実質公債費比率を活用していきます。



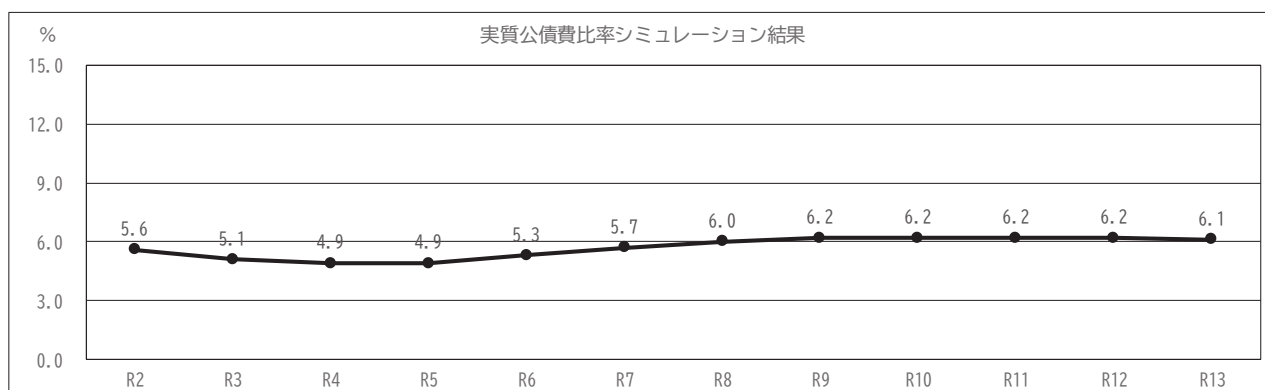
令和4年度以降の市債管理に実質公債費比率を活用することにより・・・

- 交付税措置の有無が加味されるようになり、実質的な負担を踏まえた、効果的な市債の活用が可能になる。
- 広域圏の施設整備に係る財政負担を市債管理に反映できるようになる。

第2節 今後の方針

実質公債費比率は、普通会計の公債費に加え、公営企業（下水道事業会計等）や広域圏負担金、債務負担行為に係る準公債費についても要素となり、さらには、分母となる標準財政規模の動向によっても変動することから、「比率そのものを〇%以下に抑える」といった厳密な管理は現実的に困難であり、また、適正な水準の基準等もありません。

一方で、今年度、中期財政見通しの策定に合わせて作成した、令和13年度までの財政シミュレーションにおいて、現在と同水準の行政サービスを継続しつつ、毎年度の収支均衡が図られ、一定額の財政調整基金を確保した状態で、実質公債費比率は、庁舎整備や広域圏の廃棄物処理施設整備が本格化したあとも、6%程度で推移する見通しとなっています。



こうした状況を踏まえ、令和4年度以降の市債管理については、後年度負担が過大とならず、収支均衡が図られ、安定的に行政サービスの提供を継続していくことを前提に、基本的に、「実質公債費比率を一定の水準で維持する」という考え方の下、各年度の比率が6%程度となることを目標としていきます。

実際の財政運営においては、毎年度、実質公債費比率の将来推計と財政見通しの作成を通して、後年度の収支均衡が損なわれない市債発行の目安額を設定し、その範囲内で借入を行っていくことを基本としながら管理していきます。

実質公債費比率が6%程度の状態とは・・・

- 毎年度の収支均衡が図られている。
- 現在と同水準の行政サービスが継続されている。
- 一定額の財政調整基金が確保されている。

実質公債費比率の要素

区分	主な内容
①一般会計及び区画特会（普通会計）の公債費負担	公共施設の整備や道路の舗装改良などを行うために発行する市債の元利償還金
②公営企業（下水道事業会計等）の公債費負担	下水道事業会計等で老朽管の更新などを行うために発行する市債の元利償還金に充てられたとみなす一般会計からの繰出金の額
③一部事務組合への負担金のうち公債費負担	広域圏が廃棄物処理施設等を整備するために発行する地方債の元利償還金に充てられたとみなす本市からの負担金の額
④公債費に準ずる債務負担行為に係るものの負担	債務負担行為を設定している利子補給などの額
⑤一時借入金利子	一時借入を行う際に発生する利子の額
⑥基準財政需要額への算入額	交付税で措置される額
⑦標準財政規模	

現在の市債管理の対象範囲

新規市債発行額と元金償還額による管理

令和4年度以降の市債管理の対象範囲

実質公債費比率の目標水準設定による管理

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{分子 (①+②+③+④+⑤-⑥)}}{\text{分母 (⑦-⑥)}}$$

標準財政規模

地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準で行政を行うための標準的な一般財源（市税や地方交付税など）の規模で、全国一律の算出方法に基づき、毎年度、普通交付税の算定時に算出されます。

第3節 具体的な管理方法

市債発行の目安額を設定するまでの手順は、以下のとおり想定しています。

- ①実質公債費比率の将来推計及び財政見通しの作成を行い、各年度の比率が6%程度となる公債費の規模を把握します。
- ②①で把握した規模を踏まえつつ、公債費が他の行政経費を圧迫しないように、各年度の市債発行額について、各種事業の事業費や実施年度、活用する市債の選択等の調整を行いながら、目安額を検討します。
- ③中期財政見通しの公表時に、向こう3年間の市債発行の目安額を示すとともに、「公債費負担適正化計画の進行管理」において、向こう7年間の実質公債費比率の推計値を示します。
- ④毎年度、①～③をローリングすることにより、前年度に示した目安額の精度を上げていきます。

実質公債費比率の将来推計と財政見通しの作成に係るローリングのイメージ

	R3	R4	R5	R6
4月				
5月				
6月	R2決算確定	R3決算確定	R4決算確定	R5決算確定
7月	比率推計・見通し作成	比率推計・見通し作成	比率推計・見通し作成	比率推計・見通し作成
8月	●			
9月	↓			
10月	中期公表 R4～R6	中期公表 R5～R7	中期公表 R6～R8	中期公表 R7～R9
	適正化公表 R4～R10	適正化公表 R5～R11	適正化公表 R6～R12	適正化公表 R7～R13
	市債目安額 R4～R6	市債目安額 R5～R7	市債目安額 R6～R8	市債目安額 R7～R9
	●	R3公表時のR5・R6の 市債目安額を変更	R4公表時のR6・R7の 市債目安額を変更	R5公表時のR7・R8の 市債目安額を変更
11月				
12月				
1月	R4当初予算編成	R5当初予算編成	R6当初予算編成	R7当初予算編成
2月	●			
3月	R4市債発行額確定	R5市債発行額確定	R6市債発行額確定	R7市債発行額確定

市債の目安額を基本に発行額を調整

「公債費負担適正計画の進行管理」の公表イメージ

市債発行目安額（中期財政見通し）

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市債発行目安額	7,024,900	3,634,900	6,879,000
うち臨時財政対策債	1,888,500	1,888,500	1,888,500
臨時財政対策債を除く市債発行目安額	5,136,400	1,746,400	4,990,500

実質公債費比率の将来推計

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 公債費充当一般財源等額 （繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。）	4,150,846	4,297,105	4,266,289	4,283,421	4,227,521	4,278,746	4,254,849	4,323,641
② 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	773,817	778,324	764,340	742,739	760,083	775,065	763,595	742,401
③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	74,592	59,988	63,615	258,675	306,962	341,849	389,585	510,203
④ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	14,202	14,588	14,937	15,166	15,305	15,314	15,206	14,847
⑤ 一時借入金の利子	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
⑥ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額（準元利償還金を含む）	3,772,800	3,776,706	3,735,338	3,737,267	3,737,335	3,827,229	3,844,697	3,996,574
⑦ 標準財政規模	28,744,285	28,973,451	28,641,263	28,716,307	28,836,259	29,037,746	29,158,400	29,415,007
⑧ 実質公債費比率 （単年度）	4.97230%	5.45427%	5.52014%	6.26018%	6.26934%	6.28605%	6.23985%	6.27701%
⑨ 実質公債費比率 （3ヶ年度の平均）	5.1%	4.9%	4.9%	5.3%	5.7%	6.0%	6.2%	6.2%

【参考】

⑩ 分子 （①+②+③+④+⑤-⑥）	1,241,657	1,374,299	1,374,843	1,563,734	1,573,536	1,584,745	1,579,538	1,595,518
⑪ 分母 （⑦-⑥）	24,971,485	25,196,745	24,905,925	24,979,040	25,098,924	25,210,517	25,313,703	25,418,433

おわりに

市債については、過度に依存すると公債費の負担が増加し、後年度の財政運営を圧迫することになりますが、一方で、市民負担の「世代間の公平」が図られ、活用する市債によっては交付税措置を受けられるなどのメリットもあるため、実質公債費比率を指標にした管理の下で、有効に活用していきます。

また、実質公債費比率については、適正水準の基準がない中で、これまでシミュレーションを重ねてきた結果として、6%程度という目標を設定していますが、国の地方財政措置の動向を見極めていく必要があるため、今後も継続的に検証作業を行っていきます。

今般示した市債管理は、令和4年度以降も、市民生活の向上のために必要な事業を継続しながら、庁舎整備や広域圏の廃棄物処理施設整備、さらには、会津若松駅前整備や県立病院跡地取得・利活用といった、本市のまちづくりにおいて重要な事業について、健全な財政運営の下で取り組んでいくための重要な規律になるものであり、本市としても、可能な限り、精度の高いシミュレーションの作成に努めていく考えです。

同時に、本市の財政状況の見通しについては、様々な機会を捉えて、議会をはじめ、市民の皆様にも公表していく考えであり、今後においても、市民の皆様のご理解を頂きながら、適正な市債管理を行うことにより、必要な公共投資と健全な財政運営との両立を図ってまいります。

会津若松市 財務部 財政課

〒965 - 8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242 - 39 - 1203

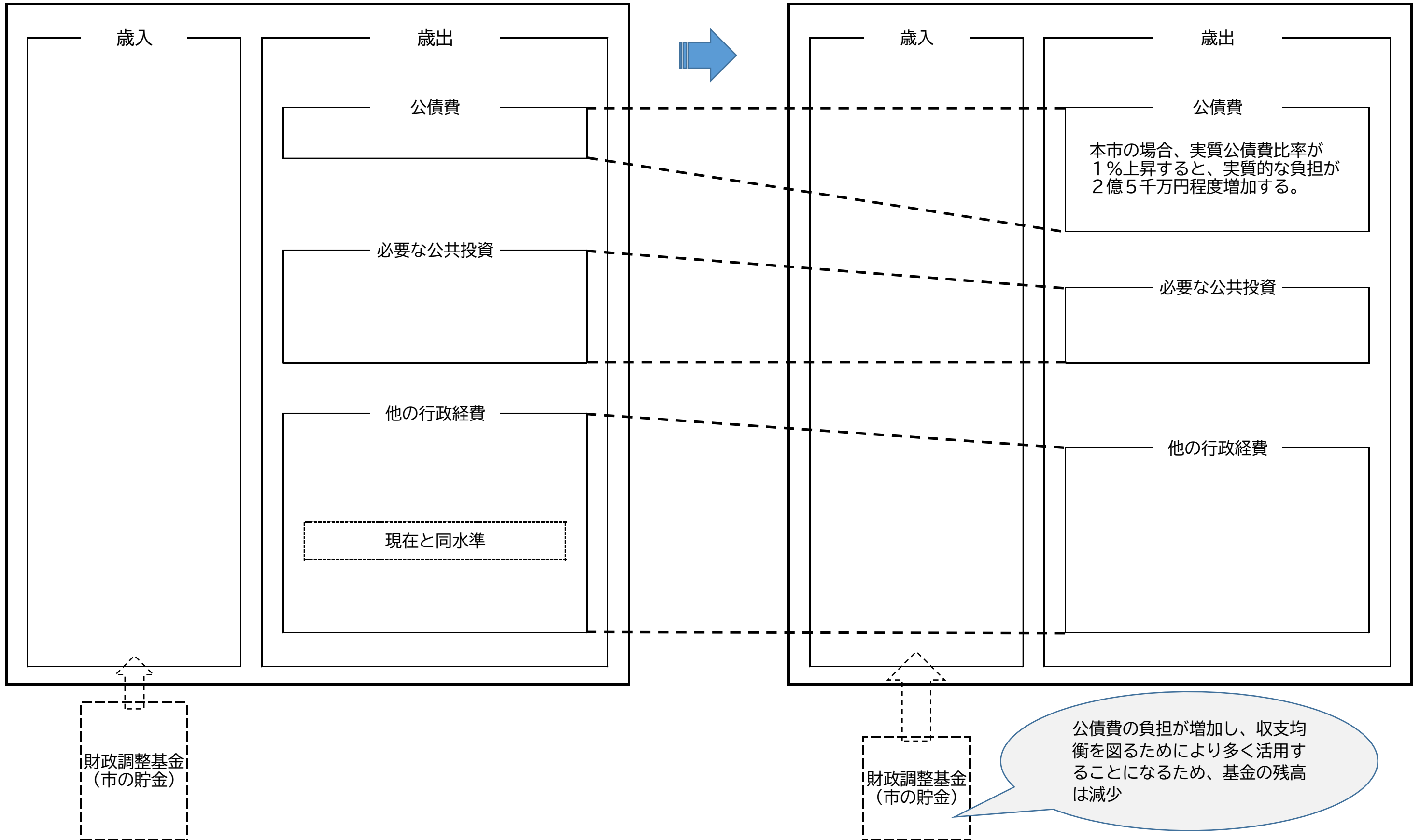
FAX 0242 - 39 - 1401

メール zaisei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

実質公債費比率の上昇のイメージ

実質公債費比率が6%程度の状態とは・・・ ※現時点のシミュレーション結果

実質公債費比率が極端に悪化すると、市民生活に影響が出てくる可能性も・・・



※実質公債費比率は様々な要素によって変動するが、ここでは公債費の増加を想定